

最低制限価格の算定基準の改正について

建設工事における最低制限価格の算定基準を改正いたしました。改正内容については以下のとおりです。

● 対象工事

契約検査総室で入札・契約を行う建設工事（設計金額が19億4千万円未満のもの。）

● 改正内容

《 現行 》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%
＋一般管理費等×30%

【上限額及び下限額】 予定価格の90%～70%



《 改正後 》

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%
＋一般管理費等×55%

【上限額及び下限額】 予定価格の90%～70%

※最低制限基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※最低制限価格は、上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

● 適用時期

一般競争入札については平成25年6月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札については平成25年6月1日以降に指名を行うものから適用します。

平成25年5月末までに公告及び指名を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇ 熊本市役所 契約検査総室 工事契約班
電話 096-328-2442